

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

※この調査票を返信用封筒にて返送してください。FAX(フリーダイヤル)での回答も可能です※

返信の締め切り：令和3年 月 日（ ）

お問い合わせ窓口

千葉市 PCB 使用安定器調査事務局

受付期間：令和3年7月1日～令和3年9月30日

TEL 0120-155-272 (受付時間 平日9:00～17:00)

(土日祝日、夏季休暇8月12日～15日を除く)

FAX 0120-303-362 (24時間受付)

※千葉市へのお問合せはこちら

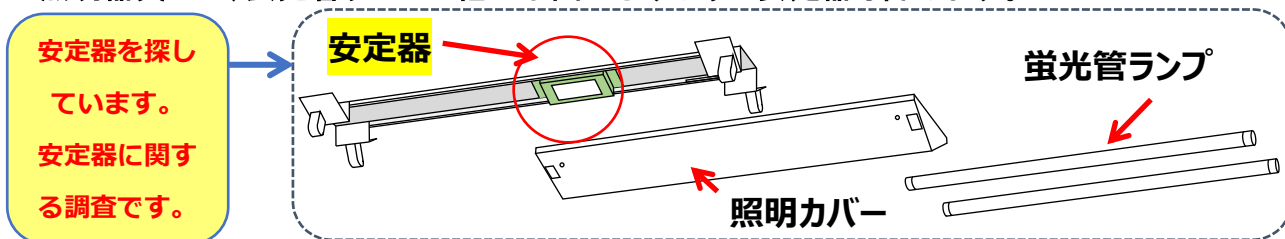
千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課 043-245-5682 (受付時間 平日9:00～17:00)



千葉市

記入者情報		調査 No	
問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内にご記入ください。			
調査対象建物 所在地（地番）			
名称（法人） 管理会社名 等	（個人の方は住所欄及び記入者氏名欄に記入してください。）		
住所			
記入者氏名	記入者連絡先	-	-
自由記入欄			

照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含まれます。



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。

※昭和52年3月以前に建築された建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。

設問 1

所有する建物は、昭和 52 年 4 月以降に
全ての照明器具を交換した。

全て交換した
設問 2 へ

一部交換した
設問 2、4 へ

交換していない
設問 4 へ

設問 2

交換した照明器具の安定器はすべて処分し、
保管しているものはない。

保管していない

全て交換した方→終了です
一部交換した方→設問 4 へ

保管している
設問 3 へ

設問 3

保管している安定器の台数をご記入ください。

台

全て交換した方→終了です
一部交換した方→設問 4 へ

設問 4

交換していない照明器具について、
PCB 使用安定器の有無を調べるため調査した。

調査した
設問 5 へ

調査していない
電気工事業者等に依頼し
調査をしてください

設問 5

調査の結果、PCB 使用安定器はありましたか。

あり なし
終了です

調査終了です。ご協力ありがとうございました。
ご記入いただいた内容について、千葉市より問い合わせる場合がございます。
※ご送付いただいた調査票は返却いたしません

調査対象となる照明器具の例

